

2025年10月1日  
日本郵便株式会社

**共同募金活動に伴う寄附金を内容品とする現金書留郵便物の料金の免除**

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 小池 信也）は、社会福祉の増進を目的とする事業の活動を支援するため、社会福祉法人共同募金会に宛てた寄附金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を以下のとおり実施しますので、お知らせします。

1 送付先および取扱期間

[別紙](#)のとおり

2 料金免除対象

(1) 内容品

現金

(2) 取り扱い

現金書留（速達など、現金書留以外の特殊取扱（オプションサービス）はできません。）

(3) 表示

表面の見やすい所に「寄附金用郵便」と記載されたもの

3 取扱窓口

郵便局（簡易郵便局を含みます。）

なお、窓口によって取扱時間が異なりますので、最寄りの郵便局窓口にご確認ください。

以上

**【お客さまのお問い合わせ先】**

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター

<電話番号>

0120-23-28-86（フリーダイヤル）

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666（通話料はお客さま負担です）

<ご案内時間>

全日 8:00～21:00

ガイダンスが流れますので、「\*」のあとに

「1」を選択してください。

おかげ間違ひのないようにご注意ください。